HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	農業基盤整備事業と償還負担(1990年度秋季大会シンポジウム『農業基盤整備と地域対応』)
Author(s)	谷口, 正己
Citation	北海道農業経済研究, 1(1), 32-44
Issue Date	1991-03-27
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/62789
Type	journal article
File Information	KJ00009064819.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

農業基盤整備事業と償還負担

谷口　正己

Ⅰ．　はじめに

この僅かな歴史の中で北海道農業の生産基盤は確固たるものとなった。これは関係者各位の種々の御苦労の結実であるが、農業基盤整備事業が極めて大きな役割を果たしてきたことは言うまでもなく、今後もその推進はなお重要であると考えている。

しかし、ここ数年来、農業基盤整備事業にかかる償還負担問題が大きくクローズアップされてきた。この問題の捉え方にはいろいろ誤解もあるところであり、本稿ではこの償還負担問題の実態と対応策の状況等について実務の立場から取りまとめ、併せて、今後求められている対策の方向性や基盤整備事業の進め方について私見を述べ、これからの北海道農業の充実と経営の安定を願うものとしたい。

なお、農業基盤整備事業は国の予算科目で公共事業の一つであるが、広義には、非公共事業としてやはり国費補助により実施されるものや非補助事業により実施される様々な事業を包含して用いられている。事業費ベースでみて狭義の事業が全体の９割以上を占めていることもあり、厳密に区別せず呼ばれることが多い。本稿では特に断らない限り広義の意味で用いる。また、農業基盤整備事業は土地改良事業とほぼ同義であるが、前者には非土地改良事業である生活環境基盤整備などが含まれる。

Ⅱ．　農業基盤整備事業と農家負担の状況

１．事業の実施と地元負担

農業基盤整備事業は公的な側面と私的な側面とがあり、多くの事業が国の助成により進められている。とりわけ道内では毎年巨額の国費が投じられており、昭和53年度以降では年平均で1,700億円を越す国費が投入されている。これに道費や市町村費を加えるとかなり高率の補助率になる。

道内における狭義の農業基盤整備事業について、事業費とその負担状況を昭和62年度の場合でみると次の通りである（一部推計）。

道営、団体営の事業は、農家負担分にかかる資金手当てとして公庫の農

表１　農業基盤整備事業と負担状況(昭和62年)

	事業費	国　費	道内負担
全　　体	2739億円	1616億円	1123億円
国営、公団営	952	713	239
道営、団体営	1,788	903	885
うち借入地区	848	427	421

注）借入地区とは農業基盤整備資金を借入した地区で、その道内負担の道内負担421億円のうち、実際の農家負担は183億円（資金借入額158億円＋自己資金25億円）である。

表２　土地改良区賦課金の例

地区	工　期	賦課金(S63)	同(ピーク期)	ピーク期
A	S46-63	15千円	22千円	H1-4
B	S50-H1	10	24	H9-12
C	S52-63	22	29	H5-14
D	S53-61	21	26	H8-12
E	S54-H1	23	24	S63-H14
F	S56-H2	19	29	H4-15

注１）着工年度の順に並べた。一般的には昭和52、53年度以降にスターした地区の負担が重い。

２）賦課金は年、10ａ当り。ピーク期の額や時期は、工期や据置、償還期間のとり方の違いなどにより様々になっている。

表３　事業費単価と転作

地区	事業費単価	転作率(計画)	同(現在)	主要転作作物
A	618千円	･･･%	62%	小　麦
B	1,166	26	69	馬鈴薯
C	1,119	22	42	小　麦
D	1,027	25	50	タマネギ
E	938	25	71	小　麦
F	1,206	30	53	小　麦

注）事業費単価は10ａ当り。

業基盤整備資金が用意されている。しかし、国費、道費による助成があるほか近年は市町村の負担・助成が手厚くなってきており、農家負担が皆無ないし僅少であるものも多くなっている。従って、昭和62年度では1,788億円の事業費のうち基盤整備資金借入額は９％弱の158億円である。この借入額についても、償還を市町村で助成する地区があるので、償還負担はもっと軽いものになる（なお、最近の傾向として償還期限を短めに希望するものや負担額が少額の場合は自己資金で対応するものが増えてきている）。

このほか国営、公団営分については、地元負担金は事業完了後から国等に償還していく仕組みだが基幹的事業として高率の国庫負担と道、市町村の助成を受けており、詳しいデータはないが実質の農家負担率は道営、団体営事業の場合よりかなり低い。

２．　水田地帯の負担の状況

基盤整備事業の償還負担問題は一部畑地帯、果樹地帯でも深刻な状況だが、ここではより広範な水田地帯での実態を見ていくこととしたい。

道内の基盤整備事業にかかる借入金残高は、農業基盤整備資金が平成元年度末で2,142億円、うち水田地帯分が推計でおよそ３分の２の1,400億円ほどを占めている。正味の負債としてはこれから市町村による償還助成分を控除し、逆に国営など事業の完了及び実施中のものの要償還額を加える必要があるが金額は定かでない。

いずれにせよ、水田地帯の残高の主体は昭和50年代に実施された道営圃場整備事業分である。その実施地区のうち償還負担の重い地区の例を土地改良区の賦課金（国営以下の諸事業の償還金や区の運営費などが含まれる）として見てみると以下のとおりである。

これらの事例を見ると、国営事業ほどではないものの工期が10年は要し、当初計画の倍近くになっている。そのことにも関連し、事業費単価も計画時点で倍近くにアップする地区が多く、Ａ地区の例では３倍になっている。また、単価の絶対水準も、例示の地区は立地条件その他の事情があるとはいえ全体に高い。事業の中には市が助成する幹線道路や水路も含まれるが、それらの助成を除いた賦課金が前記のとおり償還のピークで２～３万円台となっており、事業費単価の高さを反映している。

もう一つの大きな問題は、転作率は事業計画では25％位で事業実施効果を計算されているが、償還のピークを迎えようとしている現在はその２倍から３倍近い率となっている。転作作物に関しても、例示の地区では都府

県に比べ面積が大きいだけに労力面などから集約的な作物が導入されず、土地生産性の低い小麦が主体であり、あまり転作対応に成功していない。

例示の地区では償還のピークをこれから迎えるが、ピーク時の賦課金が10a当たり29千円の地区では、一戸の農家が圃場整備事業に6haの受益地とするとこれだけで賦課金が1年に174万円を要することになる。後記の道内稲作農家の平均経済余剰211万円とすると大変な負担となる。それは、事業計画時の米価や転作など営農上の前提が大きく変動した結果でもある。計画時には償還期には経済条件がむしろ好転することを事実上期待して事業導入したが、関連事業を含め事業完了が大幅に遅れたことと相乗して作用した問題と言える。

これらの地区では圃場整備事業やかんがい排水事業の実施によって、実施前とは様変わりの営農が実現しているが、基盤整備事業の実施面において種々問題があったと指摘されても止むを得ない点がある。ただし、結果として劣悪地にも事業実施を申請したのは地元であるし、道内では農家が過去に安易に転作を進めていったうらみもある。また、地元では土地改良区を責める考え方があるが、事業実施に際しては関係市町村、農協を加えて三者が土地改良センターを設置するなどして推進したのであり、土地改良区だけの責任という誤解のないようにしたいところである。

Ⅲ. 道内稲作農家の状況

1. 稲作農家の経営実態と基盤整備負担の状況

道の農家経営実態緊急調査結果（昭和62営農年度。主業農家の抽出調査）により、稲作農家を階層別に収支等をみると表4のとおりである。

同調査では、農家経済余剰から約定償還元利金を控除した結果で階層区分しており、黒字のA階層の割合は60%、以下順にB階層が24%、C階層が11%、D階層が5%である。内容を見ると道内稲作経営のおかれている厳しさが現れているが、調査結果の詳しい分析はここでは省略する。

気になるのは、各階層の経営面積はほぼ7ha前後（A＝6.8 ha、B＝7.7ha、C＝7.4ha、D＝6.5ha）であるのに下層になるほど収入が少なく反面支出は多く、その結果、農家経済余剰が僅少となっていることである。つまり、借入金残高や約定償還元利金の多寡を問う以前の基本的な問題を有しているということである。特にD階層農家の内容をみると家族の年齢構成や健康状態あるいは土地条件などのハンディを持っていることも推察は

表４　稲作農家の経営実態　　（単位：万円）

	A階層	B階層	C階層	D階層	平均
農業粗収入	713	762	674	616	716
農業経営費	368	437	444	467	398
農業所得	344	325	230	149	317
農外所得	228	221	195	161	219
農家所得	572	546	425	310	536
家計費	241	261	261	311	251
農家経済余剰	258	207	92	-70	211
約定償還元利金	142	494	600	400	289
(うち制度資金)	76	136	132	74	96
(うち系統資金等)	20	282	383	268	135
(うち基盤整備)	29	43	47	29	34
(うち生活関連)	17	33	38	29	24
借入金残高	1,121	2,162	2,724	1,589	1,555
(うち制度資金)	627	1,086	1,129	606	791
(うち系統資金等)	68	498	963	545	291
(うち基盤整備)	282	407	492	277	334
(うち生活関連)	124	170	140	161	139

注１）この収支は支払い利息控除前のもの
　２）転作助成金は農外所得に含まれる（平均83万円）

表５　稲作農家の負担力の推移

	昭和50	55	57	60	63年
水　稲					
作付面積(千ha)	186	154	145	164	149
単　　収(kg)	446	385	501	497	512
粗生産額(億円) A	2,109	1,615	2,040	2,352	1,956
転作率(%)	22	41	44	44	48
転作補助金(億円) B	295	798	803	545	398
A ＋ B	2,404	2,413	2,843	2,897	2,354
中田自作地価格					
全道(万円/10a)	25	49	52	51	44
空知(万円/10a)	35	75	76	71	59

注１）昭和55年は冷害年であった
　２）稲作農家収入の目安として水稲粗生産額と転作助成金を合算して
　　表記（Ａ＋Ｂ）したが、転作の生産額は把握が困難なため加えていない

できるが、根本的に経営能力や生活態度にかなりの原因があるとみるのは酷であろうか。もちろんこれはあくまでも個々の農家の平均値であり、個別に見れば事情はまちまちであろうが。

借入金残高ではA階層が最も少なく、通常の健全経営体のほか一般に言われているように「戦線縮小型」の農家層がここに集中していると考えられる。逆に残高が多いのはC及びB階層であり、近年に規模拡大や積極的な営農を展開した農家が農業状勢の悪化や冷災害の影響をまともに受けていると言えよう。

さて、肝心の基盤整備事業に関しては、約定償還元利金は平均34万円である。まだ償還ピーク期ではないため約定償還元利金総額平均289万円の12%程度であり、何より短期資金の多い系統分が目立つ。借入金残高総額に占める割合でみても、残高のうち主要なものは、農地や機械・施設の取得に要したものであり、基盤整備関連分は平均で21%、A階層の25%からB＝19%、C＝18%、D＝17%まで順に低くなっている。従って一時期、農家負債の元凶は基盤整備事業であるとする見方があったが、それは稲作農家全般の経営苦境と基盤整備負担問題を混同した議論であったと言わざるを得ない。

しかし、前にも確認したように圃場整備事業の実施が遅く事業費単価が高額で償還もこれからという地区では、個別的に分析すれば、基盤整備事業にかかる残高が1千万円台という農家を抱え、土地改良区の賦課金はピーク字には150～200万円にもなる。一般に営農条件が悪い劣悪地ほど事業導入が遅く、償還の進む前に米価引下げ等の影響をまともに受けて深刻な経営が多く償還負担問題が集中してきている。ただこれをもって基盤整備事業が稲作経営不振の主因とするのは誤りで、一部の地域で深刻な問題であるということである。

2．　稲作農家の負担力の低下

道内稲作農家の経営環境の推移を、基盤整備事業費が高水準となる昭和50年代の前半から追ってみる。

農家の負担力は転作の生産額を加算して見なければならないが、昭和63年度では数年前に比べ米価引下げ、転作強化、助成金引下げなどによりかなり低下したことは歴然としている。

これに対し、農業基盤整備資金の残高は、昭和50年度末の798億円からその後基盤整備事業が最盛期を迎えたため63年度末には3倍の2,384億円とな

った。もっとも、農家の負担力が低下したとはいえこの２、３年繰上償還が急増しており、平成元年度末の残高は2,142億円に減少した。繰上償還財源は金利動向を反映した貯金の取り崩しによるものを含め主として農家の余裕金とみなされるが、こうした繰上償還が可能な農家と約定償還自体困難という農家と交錯しており、償還負担問題をやや複雑にしている。

表５に参考までに水田価格を示したが、最近の下落により農家の受信力が落ちたことも負債問題に影を落としていいる。

Ⅳ．　償還負担問題と対応策の検討

１．　償還負担問題の所在

全国の都道府県営圃場整備事業に関するデータによると、10a当たり事業費単価は昭和４５年＝156千円が60年＝933千円と名目で６倍、実質で2.3倍になっている。これは整備済地区が増加し事業採択が劣悪地にも及んできたことや、整備水準が高くなった点などによるものと見られる。

また、工期は昭和45年当時で５年間、60年では13年間を要している。

都道府県営圃場整備事業にかかる年間農家償還負担は、昭和59年から61年の間に事業が完了した地区では、平均で都府県＝116千円／戸（受益面積0.6ha、19千円／10a）、北海道＝680千円／戸（受益面積４ha、17千円／10a）である。

ここで、基盤整備にかかる償還負担問題を整理してみたい。

ア）基盤整備自体の問題

工期の長期化に伴う諸問題として農業状勢の変化、事業費単価の上昇、事業効果発現の遅延などがある。こうした工期の長期化はそもそも投資効果計算を成立させ得ず、受益者にとって大きな負担になっているのではないか。転作率の計算時点と現状との相当なかい離の問題もその一つと言えよう。

ほかには劣悪地における事業実施の妥当性や、経済的にみて高価な設計水準、事業費単価などの問題がある。また、過去には事業費単価が高い方が採択され易いという考え方があったとも耳にしている。

イ）農家負担力の低下

農産物価格の抑制、転作の強化・永続化、転作対応の難航などにより、全体として農家の負担力が低下している。特に、北海道では規模が大きいためそれらの影響力が強く、転作も高率であり、その反面、農外収入が少

なく抵抗力が弱いという問題がある。

ウ）既往借入金利の割高感

農業基盤整備資金の貸出金利は事業により事なり、年利.5%から一番高い都道府県営事業向けで通常6.5%である。しかし、償還負担問題の顕在化した時期でもある昭和62、63年ごろの超低金利時代に本資金の都道府県営分も一時は最低で4.75%となり、既往借入金利の割高感が募った。このことが償還負担軽減要求の一つとしても持ち上がることとなった。その後急激に、むしろ高金利時代となったため状況は変わってきたが金利への意識は深まった。

エ）土地改良区、農協間の軋轢

道内の農協では、従来から組合員の年間収支がマイナスとなってもその受信力を判断して資金供給しており、制度資金の償還金や土地改良区の賦課金の支払いを組勘で対応してきた。しかし、農家経営の悪化と担保評価額下落などのために経営不振農家に対し農協が組勘停止に踏み切るケースが急増し、そのため土地改良区の賦課金未収額も急増する結果となった。土地改良区と農協の相互理解の不足もあり、一時は農協側が改良区を締め付ける形となり改良区は対応に苦慮した。このことも、道内での償還負担問題発生の現象の一つの要因である。

2．　対応策の方向性

基盤整備の償還負担問題対応策の検討として、現在既に発生している負債をどう対処するかという観点で次のような二つの方向性が考えられよう。

ア）面的対応

地元で期待されていることは広範に適用される軽減策を講じることであろうが、米価引下げの代替措置としての負担軽減措置の実現は政策上の困難と考えられる。

事業が抱えていた問題や農家負担力の低下に対応するものとして、一定地域、特定の土地改良区を対象に償還の軽減策を講じる方向が現実的であろう。ただし、実際には特定地域等への絞り込みが難しい。この対策はどうしても広く薄くになり、巨費を投じても実質的効果が上げにくいものとなる。

イ）個別農家への対策

基盤整備の償還負担問題も本質的には農家経済の問題であり、対策効果としても個別農家対策の方が高い。不振農家対策として現実的であり緊急

な課題でもある。ただ、これをもってしても経営破綻に瀕している農家へは対応が困難であろうし、これが道内では今後土地改良区や関係機関で対処に苦慮する問題である。

3．　償還負担対応策措置状況

極めて切実な要望のもとに償還負担対策としていろいろな検討が重ねられたが、実現した主なものでは昭和63年度の土地改良事業償還円滑化特別対策事業（２年後、総合償還対策事業に円滑化事業として編入）、平成元年度の自作農維持資金（償還円滑化資金）、平成２年度の土地改良負担総合償還対策事業である。以下、既存の制度を含め概要をまとめる。

ア）個別農家対策

個別農家対策は公庫でも現場の立場では最も重視して取り組んできたものだが、その基本認識は基盤整備の償還負担対策といってもあくまでも個々の農家経済を総合的にどう支援できるかという点にある。言い換えれば、この課題は結局稲作農家の経営全体の問題だとして捉えたものである。以下は公庫自体の取り組みでもある。

・自作農維持資金（経営再建整備士金）　-- 昭和54年発足
　道内農家の資金繰りなどで最も負担となるのが色々な事情で累増した農協プロパー資金等だが、これを長期低利の本資金に借換えるもの。道内稲作農家だけで、最近の５年間では毎年平均で40億円ほど融資をしている。

・農家再建緊急対策資金融通制度　-- 昭和62、63年実施
　道単独の負債対策として、道、系統、公庫の連携により２カ年事業で実施された。前記の自作農資金のほか、道単の緊急対策資金及び系統の自立安定資金により不良負債を借換え融資したほか、既融資の公庫資金の条件緩和措置を講じた。期間中の融資額は合わせて267億円、公庫資金条件緩和は925戸に対し向こう５年間29億円の元金の支払い猶予をした。これらの約半分が稲作農家に対するものである。

・自作農維持資金（償還円滑化資金）　-- 平成元年発足
　道内の償還負担問題が契機となり創設された資金で、通称リリーフ資金と呼ばれる。返済困難な制度資金約定金につき同じ制度資金で対応する点で画期的なものだが、効果としてはこれに伴い経営再建整備資金の方が借り易く改正された点が大きい。平成元年

度は両自作農資金で道内稲作農家へは60数億円の融資となった。

なお、これらの資金制度には市町村段階に地元関係機関で構成する指導班を設置し事後指導する仕組みがセットされているが、充分機能しているところは少なく課題となっている。

自作農資金には平成２年度から新設の農山漁村振興基金により今後５年間の融資決定分につき償還期限まで年１％の利子軽減がなされる。

イ）土地改良区対策

基盤整備の償還負担対策として措置されたメインの制度が、平成２年度創設の「土地改良負担金総合償還対策」である。その主な内容は以下のとおりである。

・平準化資金

事業負担金の償還が一定額以上であるなど償還が困難な土地改良区等に対し、償還ピーク時の資金手当を３割軽減するよう無利子の融資を行うもの。例えば、ピーク字の基盤整備の償還金が年150万円の地区は105万円に抑え差額の45万円は無利子で資金借入し後年度に返済するものである。道内では初年度、124地区で本制度を活用する。

・円滑化資金 -- 昭和63年度発足、今回一部改正

事業負担金の償還が困難な土地改良区に対し、毎年の償還に必要な資金を融資する。道内では、当初の２年では各20億円ほど活用された。

ウ）その他の対策

前記までは国や道の対策であったが、道内各地には地域ぐるみの対策として地域協議会を設置し、特定農家への金融面や指導上の措置を講じているところがある。

また、土地改良区が独自に取り組んでいるものとしては、将来の償還負担を少しでも軽減するため賦課金を若干上乗せ徴収し計画的に繰り上げ償還したり、償還条件を公庫に相談の上できる範囲で償還が円滑になるよう変更したりするなど、地道な対応を積み上げている例もある。

Ⅴ．　今後の課題

１．　償還負担対策の課題

前記の各償還負担対策は、特に総合償還対策事業の場合は今後１千億円の融資を造成するなど、壮大な対策である。

しかし、これらは主として資金繰り機能であり農家負担の直接的な軽減措置でないといううらみがある。要望の中では徳政令的な措置や既往借入金の利子を軽減する措置なども求められていたが、制度的に実現に至らなかった。また基盤整備資金の償還期限を大幅に延長する方法も検討したが、総負担額が増えるなど実効に乏しいためこれは断念している。

これ以上の償還負担対策の制度化は難しい課題であるが、稲作農家の負担力の低下の中で今後も実質的な負担軽減措置への要望は続こう。基盤整備事業固有の問題として、計画時に想定した負担額、事業効果発現時期、米価・転作等の営農条件などは、事業完了後にはあまりに大きな落差が生じており、それは個々の事業参加農家の投資判断の問題には帰せられないものとも考えられる。この点は農地や機械の取得のような、基本的には自己の経営責任において農業情勢変化のリスクを負うべき場合とは異なる。この観点から、一部の地区においては現実にかなりの償還負担を抱えているため、特定の地域なり、特定の農家なりを対象とした軽減措置を検討することを望みたい。

また、北海道独特のものであるが、離農に至った農家が負債を全資産で埋めきれない場合の問題がある。前述の農家経営実態調査で借入金残高のもっとも多かったC階層では、10a当たりでは37万円、うち基盤整備分が7万円である。土地改良区の清算には10aで10～20万円を要する地区も想定され、7万円と置き換えるとそこでは実質40～50万円の残高となり、全道の中田自作地価格42万円（平成元年度）と比較すると、差し迫った問題であることが分かる。

こうした場合では農地はまず全地を他の債権者が担保に供しており、土地改良区では実際には債権回収が難しく、かといって他の全組合員に特定の組合員の未払い分を負ってもらい穴埋めすることも容易でなく、それに対処する術がなかなかない。土地改良区の債務はその信用において借入しているものであり、今後の取引上信用を損なう措置も取り難い。農家個々の債務なら個別に返済能力を勘案して債権者が対応を判断するほか、農協では債権回収対策として昭和61年度からの地域農業活性化対策事業も利用できる。改良区ではこの農協等の対応に関係して今はまだこのような問題があまり表面化していないが、これからの大きな課題の一つとなろう。道内では離農時等の改良区への債務は、税務上のこともあり農地の引受手が承継するのでなくその前に清算することが一般化しているが、承継でも清算方式でも問題は変わらない。

この問題に対する一つの提案として、劣悪地の場合なら水田としての権

利を放棄し、その代償として何らかの「徳政令」を求めることが考えられる。過去に限界地において永久転作地に転換していった例もあるが、今の問題は基盤整備が完了した地区に必要としているものである。泥炭地であれば継続して水路改修を要するし、米も産地間競争となり苦戦は必至である。相当の軽減措置を求めるにはこうした長期的観点からの捨て身の策が必要なのではなかろうか。

なお、経営不振農家対策としてある意味ではもっと重要なものがある。それは個々の農家に対する経営生活全般にわたっての濃密な指導、支援と、何よりも経営主当人の自覚である。かつての酪農負債対策の際と異なり、この原点への対応が食管制度にともかく支えられてきた水田地帯ではまだまだ弱いという印象を受ける。例えば、買ってもらえる農産物作りへの意識がまだ希薄であったり、農協の信用、共済事業においても農協経営の観点が優先されているのではないかという疑問を感じることがある。各農協では特定農家対策の専門部署を設け濃密指導に当たっているが、その充実を期待したい。

農家経営の支援としては、もちろん農協だけでなく地域ぐるみの取り組みが重要であるし、消費者との提携による生産や加工、流通面の情報を提供する体制作りも求められている。当公庫でも平成2年度創設の「土地利用型農業経営体質強化資金」の運用の重視をそうした支援、助言体制におくこととして、関係機関と対応を進めつつあるところである。

2．　事業実施上の課題

現在の負債問題を踏まえ最近は事業の実施内容につき種々見直しもされ、地元における事業導入も大変慎重になってきたところである。農業基盤整備事業の実施に際し、長期的展望に立っての事業計画、工期の短縮事業費単価の抑制などについてさらに関係方面の改善努力を是非お願いしたい。事業負担の見直し（補助率のアップ）の要望も多く、特に基幹的なかん排施設などは見直しを進めてほしいところだが、全体としては既に高率の補助水準にあることから国民経済的に考えて容易には言えず実現の難しい面がある。

工期の短縮については、基盤整備事業が現実の投資計画として成立し担っている課題であり、抜本的な改善策を必要としている。そこを高率の補助でカバーされているが、いくら補助率が高くても農家として経営上の計算ができなければ今日の償還負担問題を繰り返すこととなる。そこで、災

害復旧事業では既に制度化されている「繰上施行」方式を一つの選択として採用できるような制度を我々としては提案している。農業基盤整備資金には非補助事業向けに3.5%と５%の資金が用意されているが、これを活用して補助金交付前に事業を進め早期完了させるものである。

そもそも、この3.5%資金などは道内では補助志向が強くあまり活用されていないが、事業の即着、早期完了による事業効果の早期発現や、事業費単価の抑制などが可能であり、経営感覚を生かせるものと考えている。地元においては、これまで補助事業ということで、やみくもに事業導入を進めた嫌いがあるが、農業情勢変化のテンポは早まり、逆に事業の進歩は遅れるばかりで、ギャップが拡大してきたところである。

前に確認したように、負担の重い地区では償還ピーク時の10ａ当たり賦課金が２万円台と、かつて言われてきた土地改良の負担限度＝米１俵の範囲をかなり超えている。しかし、この負担限度は絶対的なものではなく３万円以上でも耐えられるとする地区や、１万円であっても高くなったと大きな不満がでてくる地域もある。それぞれの事業の投資効果の違いによるが、事業に対する目論見の違いの方が大きいようである。負担限度は精緻な投資効果計算により地区ごとに絶対的な水準で表されるかも知れないが、それより地域ごとの農家の率直な経営感覚をより実態的なものとして重視したい。補助事業としてもそれを重視した実施が望まれていよう。

（農林漁業金融公庫；1990年12月27日受理）